

## 戦時経済体制下における産業組合

——群馬県西横野村を例として——

はじめに

昭和農業恐慌を契機とする一九三〇年代の産業組合は農業の国家独占資本主義的再編成の中心的役割を果す<sup>(1)</sup>。すなわち、戦争経済の進行の中で、とくに昭和十年代において日本農業は、流通過程を系統産業組合が一元支配し、生産過程を農事実行組合が一元支配するという新たな生産力体系の強権的構築が完成されてゆく。われわれは、日本ファシズムの本質究明のために、又戦後の経済構造を展望する上でも、戦時経済体制下における農業の編成替の実態、国家の新たな生産力構想を明らかにすることは現在不可欠の課題であると考<sup>(2)</sup>える。

森 武 磨

本稿は、昭和十年代の戦時経済体制下における産業組合の実態と機能を群馬県碓氷郡西横野村の個別事例を通して具体的に明らかにしてゆきたい。その中で先の課題に接近し日本ファシズムの社会経済過程の一断面を明らかにしたいと考<sup>(3)</sup>える。

昭和十年代の農村史は、今まで農民諸階層の具体的動向を明らかにした研究が殆どないことにもよって、政策的立場による統制と管理の対象としての農民、恐慌の打撃と統制経済下の没主体的で他律的存在としての農民像が考えられてきた。ここでは、昭和十年代前半の農村を景気の回復と農民の新たな自律的動きを評価するなかで、ファシズムの統合と対抗という日本ファシズム本来

の矛盾の構造を明らかにすることが狙いである。しかし、本稿は政治過程そのものはふれないしファシズム論を扱うものでない。昭和恐慌以降、農村再建の中枢機関として国家により積極的に推進された産業組合拡充運動を次の二点から明らかにするものである。第一は、上からの政策の浸透を在地で受けとめる産業組合の担い手の問題、第二は、産業組合の経営分析による農業再編の実態の問題である。以上の二点に課題を限定する。

- (1) 栗原百寿『現代日本農業論』上、青木文庫版、二七頁。  
 (2) 拙稿「日本ファシズムの形成と農村経済更生運動」(一九七一年度『歴史学研究』別冊特集)で、若干明らかにしえたとと思うが、本稿で引継いで具体化した。

### 一 戦時経済体制と産業組合拡充運動

戦時経済体制の成立は、日中戦争後の昭和十二年九月軍需工業動員法(施行)・輸出入品等臨時措置法・臨時資金調整法の戦時統制三法の公布さらに翌年四月の国家総動員法公布を含め、昭和十二、三年を画期とする。これを「国家の生産部面の内部への引きずりこみ<sup>(1)</sup>」として国家独占資本主義への移行が確認されてきた。<sup>(2)</sup>

これに対し、農業部門への国家の直接的介入は、日本資本主義と半封建的土地所有の矛盾を反映して早期に顕在化する。大正十年米穀法、昭和八年米穀統制法などがそれであった。しかし、本格的に戦時経済体制への移行を示すものとしては、昭和十一年の米穀自治管理法、十二年臨時肥料配給統制法、十三年農地調整法であろう。すなわち、恐慌期にあらわれる価格(維持)政策から、日中戦争後の増産政策への転換を注目せねばならない。これは、恐慌による一時的な社会政策的対応から積極的な総力戦体制へ日本農業を組み込んでゆく過程である。農業生産力拡充を中心とした増産、肥料配給、労働力供出、農産物統制など中央集権的な戦時経済体制が形成されてゆく。

とくに、産業組合が担う農業流通政策についてみてみる。早くは、昭和五年に産業組合の肥料購買事業にたいして補助金を交付する肥料配給改善助成規則が出されている。さらに、先にのべた十二年の肥料配給統制法により硫安販売会社が設立され産業組合への結びつきが強まった。又十四年から肥料配給割当制度によって、産業組合系統と商人系統に五対五の配分が決定される。昭和九

年が、三対七であったのに比べて、産業組合の取扱の急増を示している。十五年には、肥料配給の国策会社として日本肥料株式会社が設立され、十九年には、遂に商人系統を駆逐して同会社に中央は一本化し、地方では商人を切捨て産業組合に一本化される。

次に、米穀についても、先の米穀自治管理法によって法的に産業組合が民間の管理機関として奨励される。十四年には、米穀配給統制法の公布、十五年に米穀管理規則の公布による国家管理の実施により産業組合が統制機関となる。麦類についても、昭和十五年に販売統制規則によって産業組合に集荷されてゆく。そして食糧全体について昭和十七年に食糧管理法により国家管理が実施されるのである。

以上のように、農産物全体にわたる流通統制が、つねに上から産業組合を統制機関としてなされていることがわかる。とくに十五年段階がその画期である。そこで問題はどのように上からの育成による産業組合を民間で担う側にある。国家的保護の中で農民を下から組織し対応しうる担い手とその矛盾を明らかにせねばならない。

産業組合の組織的整備がすすめられるのは、昭和七年

四月の第二十八回全国産業組合大会で産業組合拡充五ヶ年計画が決定されてからである。そしてその実施細目が同年九月に決定され、八年から実行に移された。さらにこの五ヶ年計画は、昭和十三年から、三年延長される。こうして、十二年には、農民の六五%を組織し、十五年には、ほぼ全農民をおおうようになった。<sup>(3)</sup>

産業組合拡充運動は、昭和七年十月から政府・農林省の恐慌対策として実施される農山漁村経済更生計画と一体となって開始される。

それは当初、恐慌による農村の打撃が階級闘争を激化して国家の基礎を掘りくずすことに対する対応であった。当時産業組合中央会の主事であり、産業組合運動の中心的イデオログであった千石興太郎は次のように認識していた。

「更に今後益々重加すべき資本主義経済の圧迫に対して中小産者の経済生活を独自の立場に於て向上せんが為め……産業組合の拡充が一日もゆるがせにすることのできない重要事なのである」として、中小産者の立場から恐慌の打撃を介して反資本主義的姿勢を呼びかけ、農民の「自発性」を引き出し産業組合に組織化し、そのこと

によって、農村において協同組合精神による「隣保共助」イデオロギーを注入し、地主・小作間の階級対立を隠蔽してゆく役割を果す。明らかに、小ブルジョアの活動性に依拠しながら、それを反動的に組織化してゆくフアッシュ運動の性格を有していたといえよう。

産業組合拡充運動の主要目標は以下の通りである。すなわち、一町一組合、未設置町村解消、全農民の加入、四種兼営(信用、販売、購買、利用)組合の確立、系統機関への利用、四種事業の拡大というものである。これによって行政町村区域に照応して農民の経済生活を組織化してゆくことが図られる。

この計画において産業組合の担い手たる理事、監事について次のように指示がなされている。

「被選者の資格としては人格、技能及活動力に最も重きを置き情実を排し適材を挙ぐる事。適任者たる資格を有する場合に於ては年齢、性又は社会的地位の如何を問わず選任すること。」<sup>(5)</sup>とあり、とくに「技能及活動力」という機能が重視され、伝統的な「社会的地位」とはかわらずに農村の新しい層が進出する条件がつけられたといえる。

産業組合の設立拡充とならんで系統化も追求された。

これは、全購連、全販連、中央金庫、中央会への下級産業組合の組織化であった。とくに、五年間で米穀は農業倉庫の拡充によって全国販売米の三分の一、肥料は、全購連に単位組合取扱高の八割を集中することがめざされた。この結果、四種兼営組合は、昭和五年の三七五一から昭和十六年の一一九九九へと約三・二倍に伸び全国一二〇〇〇町村の殆どすべてをおおうようになった。

貯金は、昭和七年の十億円、十四年、三十億円、十七年六十九億五千万円と急増する。販売高は、昭和七年の二千万円から十七年の二億五千万円へ、購買高は、同時に一千二百万円から一億円台へと急増する。<sup>(6)</sup>

以上のように、この時代が政府の育成策と統制によって産業組合が急速な拡大と充実を遂げたことは明らかである。そこで、この成長の実体を具体的に以下、個別事例を以って明らかにしたい。

(1) 井上晴丸・宇佐美誠次郎『危機における日本資本主義の構造』、六二頁。

(2) 国家独占資本主義の成立については、大内力『日本経済論』によって管理通貨制の実施による昭和六年説が主張

されているが、ここでは戦時国家独占資本主義の成立と限定しておきたい。

- (3) 農林省『農林行政史』第一巻、一三二〇頁。
- (4) 千石「産業組合拡充五ヶ年計画に就て」『産業組合』昭和七年十一月号。
- (5) 産業組合史刊行会『産業組合発達史』第四巻、八十四頁。
- (6) 農林省『前掲書』一四〇三―五頁の総括表による。

## 二 西横野村産業組合の設立

はじめに対象地域たる群馬県碓氷郡西横野村の概況をのべておこう。西横野村は、碓氷郡松井田町と磯部町の中間にあり、養蚕製糸業の発達した地帯である。とくに、南三社として有名な碓氷社の中心的地域であり、村内には、明治十一年創立の碓源組、明治二十年創立の中瀬組さらに碓南組の三製糸組合があった。

田畑の割合は、田八三町、畑五二八町（昭和十一年）で畑地は、主に桑作であるが八七％を占めるといふ圧倒的な畑作地帯である。生産物価額総額において米穀二六％、養蚕四七％、小麦二四％であり養蚕収入が半ばに達している。すなわち、畑作地帯といっても、商品生産としての養蚕業の著しく展開した小商品生産者が広汎に存

在する地域と考えられる<sup>(1)</sup>。村内戸数五三六戸の中で農業は四四二戸と八割を占め、商業は三六戸、工業二戸である<sup>(2)</sup>。

所有規模別では、五町以上所有が十一人で最高でも二十町程度であり、耕作規模別では、一町―三町経営が五九％を占め、全国平均が二九％であるのに対し中農層が圧倒的な高さを示している。又、自小作別では、自小作農が五八％を占め、全国平均が四一％であるのに対し著しく高い<sup>(3)</sup>。すなわち、農民層分解については、寄生地主が殆ど展開してはず、自小作上層を中心とした中堅農民が部厚い層をなしていたといえよう。

次に、西横野村産業組合設立の経過についてのべる。西横野村は、恐慌後、ようやく立直りを見せてくる昭和十二年度に県より経済更生指定村に決定され、補助金を受け更生運動を展開する<sup>(4)</sup>。十二年四月に西横野村経済更生委員会が設立され、型通り村長以下、村議、小学校長、区長、農会役員、産業組合長、養蚕実行組合長、神官僧侶、青年団長、軍人分会長などを網羅した。とくに、この村での特徴は、農事実行組合長の参加が殆どなく、養蚕実行組合長が全て参画していることである。それはこの地域の性格を反映している。富裕な養蚕農民がこれ以

後村政へリンクし、そのエネルギーが官僚的な再編吸収の対象となる。

四種兼営・村内一円産業組合としての西横野信用販売購買利用組合の設立は、このような状況の中でなされる。

更生指定村になる一年前の昭和十一年一月十三日原定吉ほか七十名が設立発起人となり、県に産業組合設立認可申請書を提出する。「理由書」として次のように述べられている。

「近時経済界ノ不況特ニ養蚕糸価ノ惨落加フルニ各地ニ頻発セル災厄ノ余波ハ本村更生途上ニ不測ノ障礙ヲ来シ村民ノ経済ハ極度ニ疲弊シ之ヲ正視スルニ忍ビザルノ状態ニシテ此儘放置スル時ハ重大ナル社会不安ヲ招来スベク寒心ニ堪ヘザルモノアリ 此逼迫セル現状ヨリ匡救スル為本村ハ先ツ各種産業相互間ニ於ケル連繫ヲ周密ナラシメ総合的且有機的ニ其ノ発達ヲ期スル為メ村ヲ区域トスル産業組合ヲ設立シ隣保共助ノ精神ヲ基調トスル農村経済ノ中枢機関トシ其ノ純正ナル発達ヲ図リ常ニ生産消費配合相互ノ連絡協調ヲ保チ村民経済ノ堅実ナル伸長ニ資セムトス茲ニ有志相謀リ産業組合ノ設立ヲ企図セル次第ナリ」(傍点は引用者による)

ここでは恐慌の衝撃による「社会不安」への対策が、「隣保共助」の「農村経済の中枢機関」としての産業組合の設立を生み出してゆくことがよみ取れるであろう。

さらに、村一円の行政区への産業組合の統合集中が、同時に、折返し県当局より村長に傳達される。

「既設製糸組合ハ何レモ部落組合ニシテ其ノ区域ノ一部ハ他町村ニ亘リ斯テハ貴村内産業及統制上甚ダ遺憾ニ付之等組合ハ速ニ販売単営トナサシメ専ラ製糸事業ヲナシ其ノ他ノ事業ハ新設組合ヲシテ統制セシメ以テ貴村間経済ノ堅実ナル発達ヲ為サシムル様特別ノ御配慮相煩度此段及通牒候也」<sup>(6)</sup>

このように、上からの強力な指示介入がなされ、旧来の自生的な農民の部落単位の製糸産業組合は、町村一円の産業組合へ吸収され、農村の全経済の統制を一元化してゆく。これが戦時統制経済への前提をなしてゆくことは明らかであろう。事実、戦時経済の進行する中で碓氷社の組合製糸は殆ど解体・再編されてゆく。そして十五年までに碓氷郡全十八町村すべてに四種兼営産業組合が設立されている。

西横野産業組合は、こうして在村での農村対策と上か

(63) 戦時経済体制下における産業組合

らの国家的介入の中で、昭和十一年一月二七日に認可される。この時の理事は、以下の通りである。<sup>(7)</sup>

理事	資産	経歴
鈴木伊勢太郎	中	村長 農会長
上原 定吉	上	区長
塩谷 喜造	中	養蚕実行組合長
須藤 永三郎	上	養蚕実行組合長
松本 松三郎	上	元碓水産業銀行松井田支店長
新井 藤蔵	上	鳥留養蚕実行組合長、村議、在郷軍人 分会長
飯野 広	中	農会総代、青年学校教諭
武者 寅吉	中	前中瀬組合長、元村長
後藤 四万吉	中	村長
新井 重三郎	中	村議、中瀬組合長
中山 茂三郎	下	元村議

右のように、産業組合の役員は、村長が組合長となり、その他村議、区議など村の有力者が名をつらねると同時に、養蚕実行組合長、製糸産業組合長、元銀行支店長など資産が上中クラスの経営的才覚のある者が多く占める。そして、実際、十一年七月二十日理事の中から互選によ

って専務理事が決定されるが、それは須藤永三郎であった。彼は当初産業組合の実質的運営責任者となるが、所有地は、推定約六町、経営面積は、一町三反五畝の手地主であった。<sup>(8)</sup>

産業組合の上からの設立契機とそれを在地から受けとめ担ってゆく層の対応を見出しうるものと思う。

- (1) 西横野村役場『昭和十一年村勢要覧』による。
- (2) 「西横野村経済更生基本調査」『昭和十二年度経済更生基本調査並計画書』(群馬県議会図書室所蔵資料)。
- (3) 前掲資料。
- (4) 西横野村の更生運動は聞きとりによると恐怖の回復期ということもあって殆どなされていないという。
- (5) 群馬県『昭和十一年産業組合設立』書類。
- (6) 前掲書類。
- (7) 前掲書類。
- (8) 所有地推定は、西横野村役場『明治四三年選挙人名簿』の地租制による。経営面積は、昭和十二年頃の『耕作者名簿』(西横野農協所蔵資料)による。このように、時期のズレがあるため、あくまで推定である。

### 三 西横野村産業組合の展開過程

#### (1) 出資株主

出資一口の金額は十円であり、第一回の払込金額は一口につき、金一円であり、配当金は払込金に充当するものとされた。組合員は必ず一口以上出資するものである。

設立当時の出資十口以上の株主は、十二口が須藤永三郎、須藤登、十口が上原定吉、松本松三郎、新井藤蔵であり計五人であった。上記氏名の中で、須藤永三郎が専務理事であることはのべたが、その他上原定吉、松本松三郎、新井藤蔵は理事であった。耕作地はそれぞれ上原が一、一三町の中農、松本松三郎は推定九町所有の手作地主、新井は、七町所有、一・九九町耕作の手作地主であり、藤蔵は、碓氷社社長新井高四郎の息子である。このように、十口以上所有の五人が西横野村産業組合の中心人物であり、手作地主、中農層クラスであった。とくに村内第一の寄生地主(約二十町)の飯野藤太郎は参加していないことが注目される。産業組合の資金は、村内の二級の手作地主層が多く出しているといえる。すなわち、設立時の組合員数三八三人、出資口数七六〇口の七〇%を先の五人で占めていることになるのである。この後、昭和十二年一月の第一回総会で須藤永三郎は村長鈴木伊勢太郎にかわって組合長に就任する。

第1表 各組合資産評価額

組合名	資産	負債	差引
西横野産業組合	38,845.46	56,670.32	-17,824.86
碓源産業組合	22,391.27	11,886.41	10,504.86
中瀬産業組合	13,431.78	6,111.78	7,320.00

(2) 製糸組合の合併問題

西横野組合では、昭和十三年一月十四日に碓源組合、中瀬組合との合併問題に関する最初の役員会を開いている。十九日には先の製糸組合の会談を開いたが失敗する。なぜなら、当時組合は設立以来連年に亘る赤字経営に

悩み、十三年四月末決算では九五七円九五銭の損失金を出していたためである。まさに組合は危機的状態にあったわけであり、合併への促進契機は、西横野組合の方にあった。製糸組合との会談を開いて三ヶ月後碓源組合の事務所まで西横野組合の役員会が開かれ、財産引継の決定と人事刷新が行なわれた。

合併時の資産評価額は上の通りである。(第1表)

このように、西横野組合は大幅な赤字を抱えており、他の二



製糸組合に比べていかに業務内容が悪かったかを示している。

このため、人事刷新は、碓源組合長新井高四郎が乗り込みリーダーシップをとってゆく。

「常務理事互選ノ件新井高四郎氏ノ指名ニ一任<sup>(1)</sup>シ」とされ、組合長は、須藤から猿谷清治郎に交代し、須藤は専務理事に下り、常務理事に新井重三郎（中瀬組合長）と新井高四郎が自から参画し人事を一新する。以上が、西横野組合再建の中心となる。新たに組合長となった猿谷清治郎は商人であり且つ村議であった。以後彼は、農業会まで一貫して組合長の地位にある。産業組合が地元商人を組み込んでいることに注目したい。

新井高四郎については先に簡単にふれたが少し詳しくのべるならば、彼はいわゆる、典型的な功なり名を遂げた地方名望家である。幕末以来の酒造家で明治には蚕種を商うという豪農層の出身であり、以後帝国農会創立委員、大正十四年群馬県農工銀行取締役、昭和六年碓氷社社長に就任する。政治は明治末年の県議をもって止めている。このように地方豪農から中央の蚕糸業界へ雄飛した地方名望家である。彼の西横野産業組合への本格的参

画が、日中戦争後の戦時経済の進展の過程であり、町村末端への産業組合拡充運動が、村当局のみならず地方名望家「農村の中心人物」をとらえたことを意味する。

彼の理事参画は、産業組合への農民組織化に対し地域住民に与えた影響は大きい。

「碓源組ハ合流ニ関スル契約ニ基キ所属組合ニシテ現ニ西横野村ニ居住スル者ハ挙テ西横野組合ニ加入セシメ基ノ出資払込済分ハ西横野村組合持口ニ対シ全部払込ヲ為サシムル<sup>(3)</sup>」とあるように、組合員、出資額の増加によりこれ以降西横野村組合は発展の軌道にのってゆく。合併問題が転機であった。

すなわち、村当局の指導によって上から創業される産業組合は当初から経営危機に陥る。これを軌道にのせるのは他の部落産業組合の統合集中によっての経営基盤の拡大であり、人的には、商人、手作地主、地方名望家の三者の結合によっていた。運営、資金、農民の組織化を成功させるカ、ナメは手作地主層であったといえよう。

次に各事業内容に入ってみてゆこう<sup>(4)</sup>。

### (3) 一般的事業概況

第2表 組合員数 (人)

	全	農業	工業	商業	其ノ他	法人
昭和11年度末	383	358	4	11	10	
12	392	367	4	11	10	
13	412	382	4	11	10	5
14	430	389	4	11	10	15
15	462	419	4	10	10	19
16	470	425	4	10	10	19
17	473	427	4	10	10	22
18	1024					

注 18 年末は農業会になったため組合員が急増した

加しており、この産業組合が地元商人を巻き込んで発展していることを知る。

とくに、法人加入に注目したい。十三年から急増し、十五年でピークに達する。これは、産業組合に、農事実行組合及養蚕実行組合を組織したことによる。すなわち、戦時農業生産力体系の組織形態たる産業組合と農事実行

第2表の組合員数は、昭和十五年でほぼ頭打ちになる。西横野村の専業農家は三九九戸、全農家は四四二戸であるから、農業者全体をほぼ組織するのは、昭和十四―五年頃と考えられる。又、商業者が当初から十名程参

第3表 出資金 (円)

	昭11	12	13	14	15	16	17
出資金	7,600.—	7,680.—	42,550.—	43,450.—	44,700.—	45,100.—	4,520.—
出資払込金	760.—	1,350.—	21,674.—	27,538.15	29,674.73	31,796.21	33,644.20
借入金	2,000.—	7,300.—	1,800.—	13,300.—	0	0	0
準備金					357.36	1,133.20	1,780.36
剰余金	-221.59	-117.51	-206.60	1,360.95	3,085.74	1,952.96	1,276.67

組合の結合は、ほぼ昭和十五年段階で整備されてくる。

第3表から、出資金についてみれば、昭和十三年が一つの転期である。これは先の統合集中による。借入金については、十四年迄で、十五年以降は零となる。そして逆に十五年以降は準備金を積立している。借入金先は、群馬県信用組合連合会であり、四分四厘の低利資金であった。当初の低利資金依存を昭和十五年段階に脱するといえる。

剰余金をみれば、十四年以降黒字に転じ、十五年度をピークに下降してゆく。

以上から昭和十五年前後に西横野産業組合の組織体

(67) 戦時経済体制下における産業組合

制の整備とその業務内容は、安定的な確立の段階に達すると同時に、すでに崩壊の傾向を示していたことが判明しよう。

(4) 信用事業

農民への貸付金について第4表から見てもよい。一人当平均貸付額は一貫して増大してゆく。それに対し、昭和十三年以降貸付人員は一貫して減少する。十四年以降は、六〇人台から五〇人台へと減少する。これは、総戸数が、五四〇戸であることに對し、極めて限られた農民にしか貸付られていないことを示す。しかも、〇―一〇〇円の貸付人員は一貫して減少するのに對し、一〇〇円以上大口貸付が増加する。

すなわち、産業組合のファシズム期の性格が、一部上層農家に限定しつつ、比較的多額の年賦貸付を、年利八分程度の低利で貸付られたことに示されている。

それに対し、それ以下の層には、実行組合責任で、つまり部落単位の責任で貸付られた。第5表で、実行組合の貸付件数と金額は増加している。しかし、村内十一の農事実行組合に對し、十七年でも七組合であり、金額も

第4表 貸付金 (年度末現在高)

	昭和11年	12	13	14	15	16	17
円 0~100		2,907.79 (110人)	4,970.53 (124)	1,978.81 (58)	1,709.48 (44)	886.54 (27)	956.01 (24)
100~500		109.50 (1)	1,856.31 (11)	937.76 (6)	2,166.68 (12)	4,964.67 (22)	4,078.00 (18)
500~ 1000				1,500.00 (3)	1,000.00 (1)	1,000.00 (1)	1,861.80 (2)
1000~ 2000							8,014.00 (5)
2000~						3,340.00 (1)	
合計		3,017.29 (111)	6,827.04 (135)	4,416.57 (67)	4,876.16 (57)	9,416.21 (51)	14,015.81 (49)
一人平均 貸付額		27.18	50.20	63.56	85.55	196.17	298.27

第5表 法人(実行組合)貸付

	昭和14年	15	16	17
100~500円	157.95(1)	400.00(1)	1,275.00(4)	894.00(2)
500~1000円				1,861.80(2)
1000~2000円				7,014.00(4)
2000~			3,340.00(1)	
合計	157.95(1)	400.00(1)	4,615.00(5)	9,769.80(7)

の生殺与奪の権をもつようになってくる。この点については後で再びふれよう。

貯金については第6表から明らかとなる。合計金額、人員とも増加の一途をたどり、昭和十三年度以降は、連

個人貸付より低い。だが、戦時体制の進行の中で、部落単位の融資により、実行組合への部落農民の依存組織化がすすみ、資金的にも、産業組合—実行組合—農民の支配・組織体制が固まっていたのである。農民は、旧来の地主等の個人高利貸の支配から、部落実行組合の低利資金への切り換えによって人格的従属の面は薄れていったものと思われる。しかし、返済不能の場合には部落有力者への依存が強まり、前より一層部落が農民

第6表 貯金(年度末現在高)

	昭和11年	12	13	14	15	16	17
0~100円	5.80 (21人)	100.60 (45)	5,504.72 (272)	8,383.24 (385)	9,324.72 (437)	9,045.75 (334)	9,704.16 (283)
100~500		111.25 (1)	4,853.73 (30)	11,538.52 (60)	12,943.89 (57)	34,022.80 (145)	47,736.57 (195)
500~1000			2,507.30 (4)	4,734.84 (6)	13,582.08 (20)	37,572.40 (54)	56,794.84 (80)
1000~2000			2,062.21 (2)	9,295.94 (7)	17,575.62 (13)	37,343.77 (29)	58,342.28 (44)
2000~3000					5,087.65 (2)	32,059.78 (13)	44,561.77 (19)
3000~						15,579.78 (4)	43,446.46 (11)
合計	5.80 (21)	211.85 (46)	14,728.01 (308)	33,952.54 (458)	58,913.28 (499)	165,624.36 (579)	260,586.09 (632)
一人当平均貯金額	0.28	9.07	48.47	74.13	151.12	286.05	412.32

(69) 戦時経済体制下における産業組合

第7表 農民還流率 (=貸付金総額/貯金総額)

年度	昭和13年	14	15	16	17
割合	46%	13	8	5	5

る。(第8表参照)

右のように、十三年以降一貫して下降して、十六・七年には、農民の貯金の中で五%しか農民に貸付られていない。この農民資金は、県信連と群馬大同銀行を通じて中央に吸い上げられ、戦時経済に国家独占資本へ「協力」しているのである。

め、ほぼすべての農民が貯金を産業組合に集中したものと考えられる。貸付人員の五〇―六〇人程度の限定的なもの比べて対照的である。そこで、貯金の何パーセントが農民に還流しているか調べてみよう。(第7表参照)

年三倍程度に資金を急増させている。十五年迄は〇―一〇〇円層が増加し、それ以降は減少する。それに対し一〇〇円以上貯金者は毎年増加している。このことは、毎年貯金額が各人増加している(させられている)といつてよい。十七年には三〇〇〇円以上が十一名に達している。十七年の貯金人員は六三二名に達し、西横野村の戸数五四〇戸程度をはるかに越え(貯金は家族員も含むた

第8表 預金運用状況 (年度預入先)

昭和11年	県 信 連		群馬大同銀行		合 計	
	円	%	円	%	円	%
	67.20	100			671.20	100
12	1,427.05	100			1,427.05	100
13	28,629.22	100			28,629.22	100
14	34,281.05	55	27,719.93	45	62,000.98	100
15	246,420.55	82	50,733.22	18	297,153.79	100
16	438,177.26	71	172,593.53	29	610,770.79	100
17	336,463.51	60	217,772.31	40	554,175.82	100
18	561,962.11	70	240,011.76	30	801,973.87	100

まさに、産業組合が農村における独占資本への資本転化の経済基盤としての役割を果すのが、この段階であることを看取することができる。

昭和十六年度には、「貯金ニ就テハ貯蓄思想ノ奨励ト各種販売代金ノ振替制ヲ実施シ」とあり、強制貯蓄が行なわれ、戦時経済の農村エージェントとして農民収奪を強めたのである。

さらに、先の貸

付金の使途については、「生産資金ノ貸出ニ重点ヲ置キ」<sup>(6)</sup>「主トシテ養蚕資金、廻転簇購入資金、畜牛購入資金ニ放出」<sup>(7)</sup>とあり、これが当然一部上層農家に対してであることは疑いえない。とくに、十八年には、自作農創設事業による増産推進のため、年三分二厘の低利資金貸付を図っている。

こうして、農業生産力の基礎としての中堅農家を維持擁護しながら、農民大衆の国家独占的資本収奪を徹底し、それによる中堅農民の動揺は部落有力者支配体制の中に封じ込めるといふ構造が展開する。産業組合—実行組合こそ、その楨杆であった。

(5) 販売事業

販売取扱数量は、第9表から昭和十六年をピークに以後下降する。小麦の増産奨励と産業組合による取扱数量は、十五年でピークに達する。大麦は、十六年である。これは、戦時経済下の農業生産力の動員とその破綻に対応しているのであろう。ただ、米のみは増大している。

昭和十九年産業組合が農業会に再編されて、販売高は米が一一四八石から一八五〇石へ、小麦が一一八四石か

第9表 販売取扱数量

	昭和11年	12	13	14	15	16	17
繭 (貫)			1,437.490	20,283.086	26,339.210	26,806.048	24,806.130
小麦 (石)	581	862	515.2	667.2	2,011.6	1,745.2	1,184.
大麦 (石)	2	14	135.5	128.0	127.0	495.5	125.0
玄米 (石)			52.8	30.4	782.4	225.2	1148.8
木炭 (俵)				139	1,495.	1,561.	
販売総額 (円)	12,948.63	20,022.00	81,074.60	40,326.81	235,613.49	619,148.67	305,265.95

ら四三七一石へ増大している。これは、もう農民の協同組合というより政府の行政機関であり、強制供出組織であり一応産業組合と区別して考える必要がある。

その意味で、農民の「下から」の産業組合への組織化と集中は昭和十五、六年段階でその限界点に達したといえるであろう。

では次に、産業組合への農民統合の客観的条件について見よう。この村の経済構造を反映して、昭和十六年の販売価額割合は、繭が七二%、小麦が一九%、米が五%と産

(71) 戦時経済体制下における産業組合

第10表 西横野産業組合と繭相場

年 度	昭和13年	14 年	15 年	16 年	17 年
産業組合	円 5.38	7.32	11.01	8.49	8.51
全国平均	4.79	10.15	10.31	8.31	8.42

業組合への結集は圧倒的に養蚕繭によるのである。そこで、西横野産業組合の繭相場と全国の繭相場を比較してみよう。(第10表参照)

昭和十四・五年が繭価の好景気といえる。昭和恐慌時の繭価が、一貫当り、二、三円台であったことに比べ、太平洋戦争直前が十円台にのせていることは農村の安定を示している。このような、農民的

商品生産の有利な条件と、さらに右に示されるように全国平均の繭相場より産業組合販売の方が有利な価格で販売しえたという条件が結びついたところに農民の「自発性喚起」の成功の条件があったといえよう。

販売における系統化においては群馬県販売組合連合会へ小麦、大麦、米穀は一〇〇%集中されている。繭は、十五年まで産業組合取扱はすべて碓氷社に販売されている。昭和十四年では村内の繭産額の六割を産業組合が支配していた。小麦は、十二

年で村内生産の五割を支配していた。いわば、この二つの農民の商品生産を掌握したことが、産業組合発展の基礎であった。

このように、産業組合は、大正期以降昭和十年代前半に急速に展開される小商品生産農民の自発性を巧みに国家的誘導のうちに、戦争体制Ⅱ食糧増産へとリンクさせ組織化を成功させたのである。この過程は同時に戦時農業統制機構の形成過程でもあった。

この二重の過程に、日本ファシズム期の官僚統制と農民の自発性の矛盾・対立の奥深い基礎があるのである。

(6) 購買事業

第11表にその概要を示す。合計購買金額は、昭和十五年まで一貫して増大しているが、それ以降低下する。

内訳では、肥料買入額は、十六年まで増加するが以降低下する。日用品では、十五年がピークである。肥料の中では、硫酸カリが十四年でピーク、過燐酸は、十五年でピーク、かるうじて、硫酸と大豆粕が、十七年まで増加して、他を補っている。肥料が、農業における主要な生産手段であることを考えるなら農業生産に与える影響

第11表 購買事業 (単位円) 仕入

	昭 11	12	13	14	15	16	17
肥 料	1,925.20	9,867.48	22,120.14	36,055.73	38,786.54	39,164.38	33,207.32
硫 安	354.—	4,483.40	9,069.24	8,818.25	8,803.07	11,738.49	12,843.74
大 豆 粕	120.—	397.10	1,344.71	1,471.30	2,470.45	1,486.06	2,915.81
過 燐 酸 石 灰	222.—	2,795.90	6,447.16	6,305.33	7,133.20	4,753.18	3,893.29
石 灰 窒 素		72.00	731.64	1,105.15	960.37	1,400.53	489.42
硫 酸 加 里	212.—	1,650.68	3,245.11	1,807.60	3,706.89	1,052.47	493.06
魚 肥				5,317.60	3,411.56	1,971.92	0
配 合 肥 料	1,017.20	468.40		10,517.50	6,659.42	8,479.36	2,896.79
其 ノ 他			1,282.28	713.00	5,641.58	8,277.37	9,873.21
農 蚕 具				855.15	3,376.02	3,424.56	3,135.01
農 業 用 材 料				180.28	482.58	926.18	1,361.77
薬 品			92.00	169.90	850.68		
燃 料				448.40	258.00		11.19
家 畜 飼 料				2,120.53	939.50	927.48	161.17
日 用 雑 貨	5,283.75	11,771.17	10,880.67	13,832.72	18,086.16	15,827.74	16,815.52
合 計	7,209.15	21,638.65	36,411.86	58,429.21	68,640.97	66,875.16	55,343.73

は明らかであろう。産業組合における購買事業は、この肥料を中心になされたのである。全購買価額中肥料の割合は、十三年が六〇%、十五年が五六%、十七年が六〇%とほぼ六割を一貫して占めてる。

又、農蚕具、農業用材料が十四年以降増加しているのは、戦争の進行による農村の人手不足が農機具の購入を必要としたのである。

次に、第12表から、西横野産業組合の県購連と商人の購入割合である。これで見ると、肥料合計額の県購連購入割合は、創業の十一年を例外として除くと、十三年が最高の九三%であり、十五年からは、逆に下降し、十七年には三六%になっている。これは、六四%を地方肥料商に依存していることを示している。

戦争経済による肥料の縮小は、産業組合をして、上からの産業組合拡充運動の基本目標たる上級機関への系統化に反対してでも、地方肥料商ルートを拡大させたのであろう。とくに、硫安、過燐酸、硫酸加里など化学肥料が十四年以降上級機関への依存を弱めている。これは、実行組合を昭和十四、五年頃に殆ど産業組合に再編することによって、従来の自生的な地方肥料



(73) 戦時経済体制下における産業組合

第12表 肥料の県購連からの購入割合 (単位%)

	昭和11年	12	13	14	15	16	17
硫安	100	75	99	93	72	55	47
大豆粕	100	66	100	0	66	100	39
過磷酸	100	68	92	97	72	59	48
石灰窒素	—	—	91	100	66	52	76
硫酸加里	100	90	82	88	77	67	59
魚肥	—	—	—	0	66	57	—
配合肥料	100	85	91	5	89	29	28
其ノ他	—	—	—	—	32	35	13
合計	100	77	93	48	68	48	36

商—実行組合の結合を持込んだことによる。すなわち、地方肥料商—産業組合—実行組合—農民の線と県購連—産業組合—農民の線という二本の線が競合したのである。そして、前者の線が十五年以降増大していることは、戦時統制機構の線を弱めるものであった。

日用雑貨において、多いものは米と雑穀で二〇%を占

め、その他砂糖、織物類、荒物類である。このような購買事業の拡大のなかで、地元商人を指定配給所として産業組合の末端に組み込んで発展した。

以上のように、産業組合は、地方肥料商及び一般商人を駆逐・支配しながら展開していったが、それも昭和十五年頃まで、農業の流通過程の合理化が戦争遂行という至上命令を背景としながらも一定の農民の利益と自発性に支えられる限りであり、戦争経済の深まり、物資の不足、統制の強化は、逆に産業組合と地方肥料商との結びつきを強めさせている。このように、産業組合の自主性は、つねに戦時統制の強化と矛盾する面をもっていたのである。官僚統制と農民の自発性の矛盾は、十九年日本肥料株式会社—産業組合への配給一元化、農業会への再編への道を必然化するのである。

(7) 利用事業

産業組合の利用料収入は、製米機、製粉機、製麦機（以上は昭和十二年から）、乾糶装置（昭和十五年から）の使用料である。利用料の最高は、昭和十六年の二五五〇円である。それ以降急減する。それでは、以上の四種事業をまとめて、西横野産業組合の営業構造を明らかにしておこう。

(8) まとめ

第13表 西横野産業組合の収入割合 (単位%)

	昭和11年	12	13	14	15	16	17	18
貸付金利息		1	5	3	6	3	2	3
販売歩合金		3	30	24	17	38	28	30
購買益金	50	61	33	41	32	13	23	24
利用料		18	13	8	14	12	11	5
預金利息			0.1	0.4	1	12	12	14
配当金		0.1	0.2	5	6	5	7	7
総収入	100	100	100	100	100	100	100	100

第13表に、営業内容とくに、産業組合の収入割合を掲げる。貸付金の収入割合が、最高の年度は十五年であり、販売歩合金は十六年、購買益金は十四年、利用料は十五年が最高の割合に達した年度である。

すなわち、産業組合の対農民営業として基本的事業たる四種事業について、昭和十四—十六年が戦前において比較的健全で安定的な内容を示しているものと考えられる。

それに対し、資金の農外運用による預金利

息は昭和十六年以降急速に比率を高め、十八年には十四%に達している。産業組合の寄生的性格(Ⅱ農民に対する寄生性)と国家独占資本のエージェント的性格を明白に示す。

さらに配当金の割合は、農民への貨出を制限し、上級系統機関への出資払込を拡大する中で増加してゆくが、これも産業組合の収入構造上の寄生的性格を示す。

このように、当該産業組合において、昭和十五年段階が一つの転換点になっていると考えうる。それは、当初上からの行政的テコ入れを受け、昭和十年代前半までの農民の小商品生産的展開の上に、一定の生産的上層農民Ⅱ中堅人物をつかみながら、一応の安定的な経営態勢を確立した産業組合は、十年代後半から急速に寄生的反動的性格を強めながら、国家独占の直接的収奪機関に転化し、協同組合のもつ農民的性格を根底的に奪われ、天皇制ファシズムの農村統制機関として完成する。それだけに、この推転過程は、農民の自主性Ⅱ生産者の欲求を官僚的に組み込もうとした天皇制ファシズムの農村内部の固有の矛盾を形成するのである。

(1) 『西横野産業組合役員会書類』(西横野農協所蔵)。

- (2) 群馬県『昭和七年移住雑事』(県議会図書室所蔵)所収の「新井高四郎略歴」による。
- (3) 前掲『役員会書類』。
- (4) 以下すべての事業内容統計は、昭和十一年から十八年の西横野産業組合事業報告書による。但し、昭和十一年度十二年度決算は同年十二月末十三年度以降は翌年三月末である。
- (5) 『第六回通常総会決議録』(同農協所蔵)。
- (6) 同決議録。
- (7) 『第七回通常総会決議録』。

#### 四 総括

西横野産業組合を一事例とした昭和十年代Ⅱ戦時経済体制下の産業組合の展開は次のことを明らかにしている。産業組合の設立契機は、農村における「社会不安」の対策として村当局の上からの強制的設置の要素が強かった。そのため当初経営は成功しない。それが、手作地主、中農を担い手に商人の指導の下に農民の一定の自発的組織化に成功しその一応の安定的経営を確立するのが昭和十五年頃である。しかし、この過程は、戦時農業統制機構の一環に転化する過程でもあった。十五年以降は、国

家独占による農民資金の収奪機関化、そして小稿の始めのべたように政策的に農業用資材、農産物の割当、供出機関化され、産業組合の寄生性と官僚性を極大化する。しかし、このような戦時経済体制と農民の自主性―自発的組織性の矛盾は、産業組合の経営悪化と上級系統機関への統制の乱れなど農民の抵抗を生みだす。このような国家独占の利害と農民の利害の対抗と矛盾の産物として産業組合がある。この矛盾の暴力的「解決」が、ファシヨ的統制であった。

次の引用は昭和十四年の群馬県勢多郡北橋村の例である。

「購買代金は、收穫期に出荷額から清算される。配給が出荷と密接に関連づけられている結果蒐荷統制も一〇〇%近い。実行組合を通過せず自由販売を取て行へば、資材の配給を拒否せらるるかであり、生活自体を不可能にするからである。」

こうして、産業組合は、農村の昭和十年代前半までの小商品生産の展開の上に農民の一部の自発的組織化を巧みに戦争体制へとリンクさせながら、戦時統制機構へ転化してゆく。ここにファシズム期の官僚統制と新たな農

民の自発性との矛盾・対抗の厳しさがある。このため、矛盾「解決」のための、つねなる上からの権力的介入がくり返される。昭和十五年の農会法改正による農会への農事実行組合の組織化は、産業組合—農事実行組合の自律的運動に対する対策であるし、十六年の農林、商工兩次官通達による部落会と農事実行組合の役員と区域の同一化命令も、農民の新たな生産力的展開と自発性をつねに国家が上から先取りし、自己の制縛下におこうとする対応であった。この国家と農民の矛盾・対抗は、昭和十八年の産業組合の農業者への再編統合を必然化する。

さらに、一言付加えておけば、日本ファシズムを既成の名望家糾合方式としてとらえる考<sup>(2)</sup>えとか、従来の天皇制国家の再編・くり返しとしてとらえることは正しくない。農村での新しく成長してきた小ブルジョア層の要求と動揺性に依拠しながら下からの自発性喚起とその統合を狙った新しい支配形態であると考<sup>(2)</sup>えたい。

なお、農村の名望家であった新井高四郎は、昭和二十年まで産業組合・農業者の理事を努め、その直系新井藤藏は、西横野村の大政翼賛会の指導者としてファシズムの尖兵となってゆく。産業組合運動の推進者たる手作地主層が村のファシヨ運動の支柱となってゆく。

われわれは、今後この日本ファシズム支配体制の社会経済構造を明らかにしたい。このためには、国家による旧来の伝統的な農村の名望家支配Ⅱ地主的支配体制と大正期以降、新たに成長してきた農業者生産力の担い手たる中農層・手作地主層の国家的統合Ⅱ小ブルジョアの支配体制の構築という、この二層の支配関係を正しく統一して理解することが必要であろう。

(1) 産業組合中央会『優良農事実行組合に関する調査』(一)、〇五—六頁。

(2) 日本政治学会編『近衛新体制』の研究』(一九七二年)の序説升味準之輔氏にはこの考<sup>(2)</sup>えが強い。

(一橋大学大学院博士課程)